

【2020年4月施行】(改正)犯罪による収益の移転防止に関する法律に伴うお知らせ

2020年4月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)」の改正に伴い、コンビニエンスストアユニオン国際送金サービスのお申込み時にご送付いただく本人確認書類について、**2020年4月以降に弊社に到着する書類より、取り扱いを次のとおり変更いたします**ので、ご案内申し上げます。

<対象>

「インターネットでのお申込み (WEB 申込)」または「郵送でのお申込み」

<変更点>

犯収法の改正により、お申込人様の本人確認が厳格化されるため、ご送付いただく書類が、以下のとおり増えます。

～2020年4月以降の取り扱い～

<在日外国人の方>

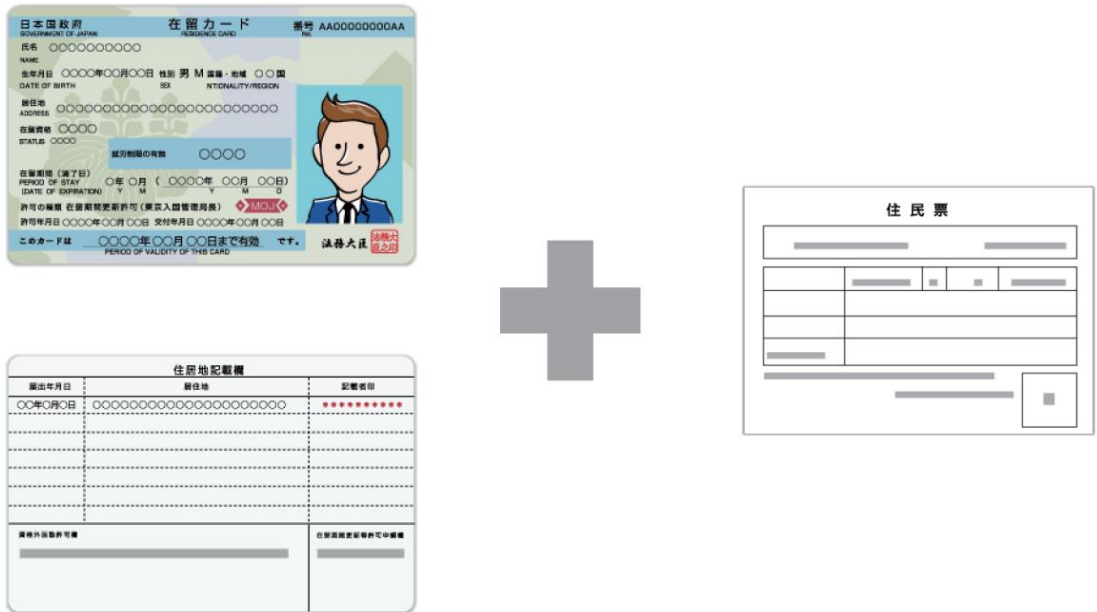
在留カード+【書類B】の中からいずれか1点(計2点)をご提出いただきます。

在留カード(表面と裏面のコピー)	+	【書類B】コピー
		<ol style="list-style-type: none">1. 日本の運転免許証(表面と裏面のコピー)2. 住民基本台帳カード(表面と裏面のコピー、写真付のもの)3. 個人番号カード(表面と裏面のコピー、写真付のもの)4. 国税、地方税、自動車税の領収書(発行から6ヶ月以内のもの)5. 住民票、除票(発行から6ヶ月以内のもの)6. 印鑑証明書(発行から6ヶ月以内のもの)

<在留カードと【書類B】から日本の運転免許証を組み合わせたパターン>



<在留カードと【書類B】から住民票を組み合わせたパターン>



<日本人の方>

【書類A】の中から2点、または、【書類A】と【書類B】の中からそれぞれ1点ずつ（計2点）をご提出いただきます。

【書類A】 コピー	+	【書類B】 コピー
<ol style="list-style-type: none">1. 日本の運転免許証（表面と裏面のコピー）2. パスポート（番地までを含む詳細の住所記載のあるもの）3. 各種健康保険証4. 住民基本台帳カード（表面と裏面のコピー、写真付のもの）5. 個人番号カード（表面と裏面のコピー、写真付のもの）6. 身体障害者手帳		<ol style="list-style-type: none">1. 国税、地方税、自動車税の領収書（発行から6ヶ月以内のもの）2. 住民票、除票（発行から6ヶ月以内のもの）3. 印鑑証明書（発行から6ヶ月以内のもの）

<【書類A】の中から運転免許証と健康保険証を組み合わせたパターン>

